

秘

昭和三年八月

自動車用瓦斯倫課税ニ關スル研究



國稅課調査係

23

61

自動車用ガソリン課税ニ關スル研究

目次

緒言 二
 第一章 我國ニ於ケル自動車使用ノ狀況 四
 第二章 ガソリン消費及供給ノ狀況 一五
 第三章 我國ニ於ケル自動車及ガソリンニ對スル課税ノ狀況 一七
 第四章 諸外國ニ於ケル課税ノ狀況 二四
 第五章 結 論 四〇
 附 録 ガソリン課税ニ關スル一九二八年英國財政法修文（譯文）

増補 日本自動車通商ニ関スル一九二八年英國領事官報告書(譯文)

第一章 緒言 四〇

第二章 英國領事官報告書ニ就テ 二四

第三章 英國領事官報告書ニ就テ 一四

第四章 英國領事官報告書ニ就テ 一五

第五章 英國領事官報告書ニ就テ 四

第六章 英國領事官報告書ニ就テ 二

目次

自動車用税及び租税ニ関スル研究

緒言

近時自動車ノ發達ハ誠ニ目覺シキモノカアル。交通機關トシテハ著々トシテ其ノ地位ヲ進メ、汽車電車ヲ助ケ或ハ之ト並ヒ又ハ之ヲ凌ク形勢ニアル。殊ニ米國ノ如キハ他ノ何者ノ追隨ヲモ許ササルカ如キ狀況ヲ示シテ居ル。我國ニ自動車ノ入ツテ來タノハ左程古イ時代ハナイカ最近其ノ増加發達ノ急ナルハ誠ニ世ノ耳目ヲ聳タシムルニ足ル。而シテ自動車ハ交通機關トシテ其ノ性質上上級ノモノニ屬スルモノカ少クナク殊ニ其ノ發達ノ沿革ニ於テ上級ノモノヨリ發達シテ來タノテ、一般觀念トシテハ高級奢侈的ナル乗物視セラレテ居ル。之ヲ以テ、之ニ對シテハ相當ノ課税ヲ爲スヘシトスル意見カ多ク其ノ課税ハ比較的早く而シテ行互ツテ行ハレテ居ル。我國ニ於テモ現今地方税トシテ夫々各地方ニ於テ相當ナ課税ヲ行ツテ居リ、尙其ノ使用スルガソリンニ付テハ輸入税ノ課セラルルモノカアルカ尙之ニ對シテ相當課税ノ餘地アリトスル論者カ從來少クナカッタ。殊ニ今年英國ニ於テ藏相チヤ―テルカ新豫算ニ於テ一方各種

イスマチノ本語ノ主旨ヲテマシ。
潮ニ更ニ吾國ノ職務イハシテ以テ此ノ問題ヲ解決スルノ資ニ與サシ
鳴舞園ニ宛テハ自働車ニ依リテ費用ノ削減及之ニ便スル職務ノ實地ニ即
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。

鳴舞園ニ宛テハ自働車ニ依リテ費用ノ削減及之ニ便スル職務ノ實地ニ即
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。
ハシメテ之ヲ以テ其ノ職務ノ削減ノ資ニ與サシ。

我國ニ於ケル自動車使用ノ狀況

沿革 我國ニ於ケル自動車ノ歴史ハ可成リ古イケレトモ、最初ハ官用品
トシテヨリハ奢侈品ト看做サレテ居タ。今日電車、汽車ヲ厭スル様ナ
勢ヲ呈シ自動車ノ時代ヲモ現出セントスルニ至ツタノハ最近ノ事テア
ル。
蓋シ自動車ハ未タ國內ニ於テハ之ヲ製作スルコトヲ得ス、殆ント全部
ヲ輸入品ニ求メナケレハナラナイ。且ツソノ使用燃料タル瓦斯倫モ内
地産出高ヲ以テシテ消費ヲ充ス事カ出来ナイ状態テアツテ、從ツテ價
格及維持費ハ自然ト高價トナリ、爲ニ經費ヲ要スルコト多ク充分ナ發
達ヲ遂ケルヲ得テカツタ。
然シナカラ外國(特ニ米國)ニ於ケル自動車界ハ驚ク可キハカリ發達
シ、大量生産ノ結果、ソノ單價モ非常ニ低廉トナリ、一方我カ國交通
上自動車ヲ要求スルコト益々増大シタルタメニソノ需要ハ急激ニ増加
シタノテアル。

に及んで来てゐる。

自動車の需要は、戦前よりも更に増加した。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。戦前には、戦車、トラック、オートバイなど、軍用車を中心に需要が高かった。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。

戦前には、戦車、トラック、オートバイなど、軍用車を中心に需要が高かった。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。戦前には、戦車、トラック、オートバイなど、軍用車を中心に需要が高かった。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。

戦前には、戦車、トラック、オートバイなど、軍用車を中心に需要が高かった。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。戦前には、戦車、トラック、オートバイなど、軍用車を中心に需要が高かった。戦時中は、軍用車の需要が急増した。戦後には、民生品の需要も回復した。

戦前二箇年以内自動車台数の増加

我國ニ於ケル自動車ノ發達ハ歐洲大戰直後ニ於テ急ニソノ歩ヲ進メタカ、更ニ大震災ヲ一期トシテ急激ナル發達ヲ遂ケタ。即チ我國自動車發達ノ歴史ハ之ヲ大震災ヲ分界トシテ前後兩期ニ分ツ事カ出來ル。前期ニ於テハ歐洲大戰直後ノ好況ニ刺戟セラレ奢侈的乗用車カ盛ニ行ハレタカ之ニ反シ第二期ノ發達ハ實用的テアツテ運搬用ノ貨物車、又ハ低廉ナ營業用乗用車ノ使用カ著シク増加スルニ至ツタ。即チ我國ニ於ケル自動車ノ實用期ハ第二期以後ナリト云フ事カ出來ル。本邦ニ於ケル自動車臺數ノ増加ヲ示スタメニ之ヲ年別ニ表示スレハ次ノ如クテアル。

本邦自動車臺數増減調

(警保局調査ニヨル)

年次	乗用自動車	貨物自動車	計	自動自動車
大正五年三月末	八七三	二四	八九七	六六〇

大正五年三月末 八十三 二四 八六六 六六〇
 平 夫 乗用自動車 貨物自動車 自動車
 (警察官調査ニ依ル)

本邦自動車登録件数

出之込等ニ就テハ官廳ノ公器用等ノ取送スルモノハ含まナト。又ハ本邦ニ就テハ自備車登録ノ件数ニ示スルモノニテハ半限ニ表示スルハ夫レヨリ自備車ノ實用限ハ限以テリト云テ算出出来ル。又ハ自備車ノ營業用乗用車ノ對出カ著クノ件数スルニ至ラズ。唯モ狩園ニ就テハ其ノ之ニ別ニ限ノ登録ハ實用限ニテモ登録用ノ貨物車ノ又ハ限ニ就テハ兩限大舞直對ノ取送ニ限リテモ登録用乗用車ノ登録ニ行ハズ。更ニ大舞災一限イニテ急遽ナル登録モ算入ス。唯モ狩園自備車狩園ニ就テハ自備車ノ登録ハ兩限大舞直對ニ就テ急ニ之ノ取送ニ限リテ

大正十年三月末	七〇二三	八八九	七九一二	二四七八
十一年	八二六五	一、三八三	九六四八	三四二二
十二年	九九九二	二、〇九九	一二、〇九一	四五九一
十三年	一、六七九	三、〇五八	一四、七三七	五七九〇
十四年	一四、八〇九	五、七七八	二〇、五八七	八九六六
十五年	一八、五六二	七、八八四	二六、四四六	一一、三七八
昭和二年	二四、九九〇	一〇、八三二	三五、八二二	一五、三〇六

但シ免税スルモノヲ含まス

昭和二年三月末ニ於テハ上掲ノ表ノ如ク總數三萬五千臺ニ達シテ居ル。此ノ外免税自動車ヲ加ヘテ總數ハ詳ニシナイカ。最近ノ統計トシテ大正十四年度ノ調査ニヨレハ
 課税自動車數二〇、五八七臺ニ對シテ免税自動車ハ一、二九四臺テ、總數ノ三割五分ニ當ツテ居ル。尙十四年ノ統計ニヨツテ免税課税ヲ合シテ使用目的毎ニ區分スレハ左表ノ如クテアル。

本邦自動車數關 (大正十四年度 内務省統計ニヨル)
 但シ免稅セラレルモノトハ官廳公署用ノモノノミヲ指シ、此ノ外ニ(ソレ故、左表ニハ示サレテ居ナイ)皇室用及軍用自動車カアル。此ノ數ハ特別ナ理由ニヨツテ發表サレテ居ラナイカ相當ナ數ニ上ルテアラウ。

即味二平	二四、〇〇〇	一〇、八三二	三五、八二二	一五、三〇六
十五平	一八、五六二	九、八八四	二六、四四六	一三、三三八
十四平	一四、八〇〇	五、九八八	二〇、五八八	八、九六六
十三平	一、六六六	三、〇五八	一四、九三三	五、九〇〇
十二平	六、六六二	二、〇〇〇	一、二〇〇	四、五〇一
十一平	八、二六五	一、三八三	六、六四八	三、四二二
大五十年三月末	九、〇二三	八、八八〇	九、九一一	二、四二八

内免稅セラルルモノ
 七、六四七

本邦自動車數關 (大正十四年度 内務省統計ニヨル)

乗用自動車	二二、四五六	内免稅セラルルモノ	七、六四七
家用	三、九六一		
營業用	一八、四九五		
貨物自動車	九、四二五		三、六四七
家用	二、六五八		
營業用	六、七六七		
計	三一、八八一		一一、二九四

増 11,240

11,240

2,628

3,640

3,640

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

2,246

本邦自動車増備 (大五十四半割内總増備ニモ)

外國自動車數トノ比較

世界各國中ニ於テソノ總臺數ニ於テ、又自動車一臺ニ對スル人口ノ小ナル點ニ於テ斷然群ヲ拔イテ居ルノハ米國テアル。即チ米國商務省ノ統計(石油便覽所載)ニヨレハ

米國以外諸國總計	米國	合計	自動車一臺ニ對スル人口
3,393	1,732	5,125	361
100	70	170	71
3,493	1,802	5,295	

テ世界ノ自動車總數中ノ約八割一分ヲ占メテ居ル。又各國間ニ於ケル日本ノ地位ハ次表ノ如ク極メテ貧弱ニシテ、歐米ノ各國ニ比シ全ク同日ノ論テハナイ。

圖ニ出之全々同日ノ備マハヤト。
 又各國同ニ筑マ小日本ノ鐵道ハ夫差ノ賦々補々マ貨運ニマテ、米ノ谷
 マ世界ノ自働車鐵道中ノ條入附一食マ古クマ留ム。

米	1,744,200	400,000	1,344,200	1,344,200	1,344,200	1,344,200
和蘭	400	0	400	400	400	400
葡西	290	0	290	290	290	290
白耳	500	0	500	500	500	500
瑞典	590	0	590	590	590	590
アルゼンチン	165	0	165	165	165	165
英國	566	180	746	746	746	746
佛國	450	350	800	800	800	800
丁抹洲	243	0	243	243	243	243
蘇州	243	0	243	243	243	243
ニュージ ランド	81	0	81	81	81	81
加奈陀	639	0	639	639	639	639
米國	1,744,200	700,000	2,444,200	2,444,200	2,444,200	2,444,200
合計	2,086,600	1,100,000	3,186,600	3,186,600	3,186,600	3,186,600

米國 一、七四四、二〇〇 (千臺)
 和蘭 四〇〇 (千臺)
 葡西 二九〇 (千臺)
 白耳 五〇〇 (千臺)
 瑞典 五九〇 (千臺)
 アルゼンチン 一六五 (千臺)
 英國 五六六 (千臺)
 佛國 四五〇 (千臺)
 丁抹洲 二四三 (千臺)
 蘇州 二四三 (千臺)
 ニュージ
 ランド 八一 (千臺)
 加奈陀 六三九 (千臺)
 米國 一、七四四、二〇〇 (千臺)
 合計 三、一八六、六〇〇 (千臺)

自働車一臺ニ
 對スル人口

指(下前對賣測算)ニ見ハ
 マ小國ニ筑マ漸然釋マ鐵道ヲ留ムハ、米國マテ小。唯マ米國商港ノ發
 世界各國中ニ筑マ小ノ鐵道鐵道ニ筑マ、又自働車一臺ニ對スル人口ノ小
 米國自働車鐵道ノ、此等

國名	乗用	乗合	貨物	合計	自働車一臺ニ 對スル人口
米國	1,744,200	700,000	2,444,200	2,444,200	16
和蘭	400	0	400	400	130
葡西	290	0	290	290	104
白耳	500	0	500	500	84
瑞典	590	0	590	590	74
アルゼンチン	165	0	165	165	55
英國	566	180	746	746	55
佛國	450	350	800	800	53
丁抹洲	243	0	243	243	51
蘇州	243	0	243	243	51
ニュージ ランド	81	0	81	81	14
加奈陀	639	0	639	639	13
米國	1,744,200	700,000	2,444,200	2,444,200	16
合計	2,086,600	1,100,000	3,186,600	3,186,600	16

國名	米	爪哇	ニエーミ	マニラ	丁	荷蘭	英	マニラ	白	佛	時
支那	一、四、四、二	六、三、二	八、一	二、四、三	五、一	四、三、〇	五、六、六	一、六、三	三、〇	二、〇	四、〇
乘用	千、二	千、二	千、一	千、一	千、一	千、一	千、一	千、一	千、一	千、一	千、一
乘合	〇、四、八	一	一	一	〇、八	三、五	一、八	一	二	一	〇、五
費	二、四、四、一	廿、四	一、六	四、六	一、四	二、五、〇	二、三、一	一、二	一、八	四、一	一、四
合、指	二、〇、〇、一	廿、一、五	廿、二	二、六、一	六、六	廿、三、五	八、一、五	一、廿、八	八、〇	六、二	三、六
自、動、車、一、台、に	六	一、三	一、四	二、〇	一	三、三	三、五	三、五	三、五	三、五	一、三、〇
權、大、小、人、口											

支那	露西	印度	日本	ルーマニア	ブラジル	伊太利	西班牙	獨逸
一、一	一	五、八	二、一	九	五、〇	七、八	六、五	二、一、五
〇、四、八	一	一	一	〇、五	〇、一、五	四	五	〇、五
二	一	九	九	三	一、三	三、二	六	一、〇、七
一、三	一、八	六、九	三、二	一、三	六、三	一、一、四	七、六	三、二、三
三、一、八、七、一	七、五、〇、二	三、五、七、三	一、八、〇、九	一、二、八、八	五、三、〇	三、四、六	二、八、六	一、九、三

軍用自動車補助法

民間ニ於ケル發達力上述ノ如ク未タソノ途ニ在ル如ク軍用ニ供ス可キモノモ甚タシク不充分ニシテ、戰時ニ於ケル輸送ヲ充ス事力出來ナイ。陸軍ニ於テハ之カタメ軍用自動車補助法（大七三、二三法律一五號）及同法施行細則（大七五、一陸軍省令八號）ヲ以テ軍事輸送ニ供シ得ヘキ一定

出陣行陣限（大正五一年國軍管令八號）ニ照テ軍事訓練ニ従ヒ得ル者ハ一家
 獨軍ニ就テハ之ニ依リ大軍用自動車出陣出（大正三二三年十一月）又同
 子ハ子孫及之ニ不依ルニシテ、歸朝ニ就テハ之ニ依リ大軍用自動車出陣出ト。
 又同ニ就テハ之ニ依リ大軍用自動車出陣出ト。又同ニ就テハ之ニ依リ大軍用自動車出陣出ト。

支那	一	一	〇	四	八	一	二	一	三	三	一	八	一
緬甸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日本	二	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
小島	〇	一	五	〇	三	一	三	一	三	一	三	一	三
マニラ	五	〇	〇	一	五	一	三	一	三	一	三	一	三
太田	六	五	四	一	五	一	三	一	三	一	三	一	三
西貢	二	一	五	〇	五	一	三	一	三	一	三	一	三
歐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

ノ自動車（貨物車）ニ補助金ヲ交付シテ國內自動車ノ製造並ニ使用ヲ奨
 勵スルト共ニ、必要アルトキハ補助金ヲ交付シテ之ヲ徵發シ得ル事トシ
 タ。之カ概略ヲ述ヘル事次ノ如シ。
 保護ヲ受ク可キ自動車ハ陸軍ノ軍用ニ適ス可キ自動車ニシテ主トシテ貨
 物ノ運搬ヲ目的トシ四分ノ三佛噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改
 造シ得ヘキモノ（應用自動車）ニ限ル。此ノ條件ニ適合スル自動車ノ製
 造者及所有者ニ對シテハ補助金ヲ下付スルノテアル。製造者及所有者ハ
 内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南滿洲鐵道附屬地ニ在住スル帝國
 臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ルハソノ補助ノ主旨ヨリ當
 然テアル。
 補助金ノ種類及金額ハ左ノ如シ。

製造補助金	一輛ニ付キ三千圓以内	製造者ニ對シテ下付ス
増加	五百圓以内	製造補助金ヲ受ケタル自動車ヲ製 造者カ所有シテ使用シ又ハ他人ニ

車 賦	正百圓以内	自動車税額が受たる小自動車は、獎勵金を受け得る。
獎勵補助金	一輛ニ付キ三千圓以内	獎勵金を受け得る小自動車は、獎勵金を受け得る。

此ノ如キ補助ヲ受クル自動車ヲ保護自動車ト稱シ、主務大臣ハ軍用ノ爲
 何時ニテモ之ヲ收用、使用スルコトヲ得、收用又ハ使用シタルトキハ主
 務大臣ノ定ムル補償金ヲ下附ス。
 獎勵費ハ製造、増加、購買、維持各補助金ニ就イテ自動車ノ種類及有效
 積載量ニヨツテ六種ニ分ツテソレソレノ額ヲ定メテ居ル。
 各種ノ區分左ノ如シ。

維持	年六百圓以内	使用セシメルトキニ更ニ下付ス
購買補助金	一輛ニ付キ千圓以内	所有者ニ對シテ下付
		増加購買補助金ヲ受ケタル自動車 ノ所有者ニ對シテ期間ニ應シテ下 付ス

但シ維持補助金下付期限ハ増加補助金又ハ購買補助金下付指
 令ノ日ヨリ五年ヲ限り製造補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ越
 ヌルヲ得ス

各縣縣金附込ノ帳々。

		甲	乙	丙	丁	戊	己
県	差	1	2	3	4	5	6
	賦	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
市	差	1	2	3	4	5	6
	賦	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
支	差	1	2	3	4	5	6
	賦	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
五	差	1	2	3	4	5	6
	賦	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

甲	乙	丙	丁	戊	己
音					
差					
賦					
買					
計					
自					
費					
車					

大正七年ヨリ昭和三年度ニ至ル豫算額及大正七年度ヨリ昭和二年度ニ至ル支出額實蹟左表ノ如シ

支出補助實額表(概々)
 大正十一年度(即第三年度)至大正十三年度(即第二年度)至

自動車獎勵費(獎勵金)
 自初頭(七年) 至二三年 豫算額調

五八二一

年度	種別	製造補助金		購買補助金		維持補助金		合計
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	
七年度	四車五	10	10000	10	8000	10	11000	29000
八年度	三車〇	10	90000	10	80000	10	11000	260000
九年度	三車〇	10	80000	10	80000	10	11000	260000
十年度	三車二	10	100000	10	90000	10	11000	280000
十一年度	甲	16	20000	16	16000	16	11000	280000
	乙	39	78000	39	39000	39	27000	
十二年度	甲	4	6000	4	6000	4	6000	140000
	乙	11	22000	11	17000	11	10000	
十三年度	丁	2	4000	2	4000	2	3000	140000
	戊	3	6000	3	6000	3	5000	
								追加額 50000 (十一車)

年度	十二年度					十一年度					十年度					九年度					八年度					七年度									
	日	月	丁	丙	乙	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊					
總計	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
...

官廳事務費 (獎勵金) (租税(地方)) (三) 官廳事務費

年度	十三年度					十四年度					十五年					十六年度																			
	日	月	丁	丙	乙	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊										
總計	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000					
...

期限満了車ニ對スル(乙二〇丙二) (年額ノ二一)

		二半度					三半度					四半度					五半度									
		甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊
甲	乙	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丙	丁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戊	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月	年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	合計	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		100					100					100					100									

		三年度					四年度					五年度				
		甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊	甲	乙	丙	丁	戊
甲	乙	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
丙	丁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戊	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日	月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月	年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	合計	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		100					100					100				

年度	大正七年		八年		九年		十年		十一年		十二年		十三年	
	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	乙	丙	甲	乙
製造補助金	輛數	二二	三二	一八	二五	三三	三三	二五	三三	三三	三三	三三	九二	七二
	計小	4	33	22	28	3	16	84						
製造補助金	金額	三〇〇〇〇	四〇〇〇〇	二〇〇〇〇	八〇〇〇	二七〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	三九〇〇〇	三〇〇〇〇	二七〇〇〇	三〇〇〇〇
	計小	4	33	22	28	3	16	84						
購買補助金	輛數	一二	一一	一五	一一	二二	一一	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	計小	3	8	6	18	10	36							
購買補助金	金額	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
	計小	3	8	6	18	10	36							
維持補助金	輛數	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	計小	3	8	6	18	10	36							
維持補助金	金額	二五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
	計小	3	8	6	18	10	36							
合計	金額	7000	5200	5000	5000	5000	5000	5000	5000	5000	5000	5000	5000	5000
	計小	3	8	6	18	10	36							
摘要	本年補助金額													

自大正七年
至昭和二年
度自動車奨励費(奨励金)支出額調
昭和三年三月三十一日現在(八一四調)

三半期	甲	乙	丙	丁	戊	己	合計
第一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1504000
第二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	244700
第三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1721100
合計	〇	〇	〇	〇	〇	〇	3472800

昭和三年三月三十一日現在
度自動車奨励費(奨励金)支出額調
昭和三年三月三十一日現在
度自動車奨励費(奨励金)支出額調

合計	二年					十三年					十四年					
	巳	戌	丁	丙	乙	甲	巳	戌	丁	丙	乙	甲	巳	丙	乙	甲
503	37	63	94	4	28	1	71	23	11	11	1	1	11	11	2	3
154	11	26	135	1	195	56	23	195	33	18	33	36	4	45		
131	1	135	1	195	56	23	195	33	18	33	36	4	45			
28																
353	30	48	3	12	4	75	9	10	1	1	0	3	1	3		
118	3	25	36	2	19	4	625	75	1	1	1	3	1	3		
119																
47																
670	670	233	141	113												
110																

備考

大正十年迄ハ使用額額ハ返納ス
大正十一年度ヨリ繰越明許ナル(但シ十二、十三年ハ減額セラル)

製造總數五〇三輛内

計

五〇七 六三三
三三三 五五五
〃 〃 〃
在 在
在 在
在 在
在 在

手 入 金	大五	八	六	十	十一	十二	十三
	半	半	半	半	半	半	半
購進	3	3	3	3	3	3	3
小	2	2	2	2	2	2	2
金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
購進	3	3	3	3	3	3	3
小	2	2	2	2	2	2	2
金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
購進	3	3	3	3	3	3	3
小	2	2	2	2	2	2	2
金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
摘要							

至昭和二年
自大正十年

自備車費(獎勵金)支出簿

昭和二年一月一號(八一四馬)

大正十五年
 昭和三十二年
 大正十五年
 昭和三十二年

合指	二半					十半					合指
	甲	乙	丙	丁	日	甲	乙	丙	丁	日	
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303
303	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	111,000,000	126,000,000	135,000,000	120,000,000	126,000,000	303

第二章 ガソリン消費及供給ノ状況

我國ニ於ケルガソリン使用量ハ昭和二年ニ於テ約六百二十萬函、價格約四千三百萬圓ニシテソノ中大部分ハ自動車及飛行機ニ使用ス。即チ三井物産株式會社ノ見積リニヨレハ

自動車用 五〇〇〇〇〇〇 函
 飛行機用 三〇〇〇〇〇〇
 工業用ソノ他 七〇〇〇〇〇〇 ナリ。

工業用ソノ他トシテハ動植物油（大豆油、胡麻油、椰子油、蠟油、糖油）ノ浸出用護膜及樹脂類ノ溶解用ペイント等稀釋劑用、機械洗滌、炭鐵用ノ安全燈及衣類等ノ污垢脱却用等ニ用フ。
 内國産油額ハソノ需要ニ應スルニハ餘リニ僅少テアツテ、大部分ハ之ヲ海外ニ求メナケレハナラナイ。日本石油株式會社ノ統計ニヨレハ、我國ノ一年度ノガソリン使用總數及内國産油、輸入品區分ハ左ノ如クテアル。

内國産分 一五五〇九九 函
 大正十五年
 昭和三十二年

國內消費	1,116,312,000	1,200,000,000	1,286,630,000
半米消費	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
輸出	1,500,000,000	2,100,000,000	3,100,000,000
輸入	1,000,000,000	1,500,000,000	2,100,000,000
進出	1,200,000,000	1,200,000,000	1,200,000,000
大五十四年		大五十四年	
米國嶺山風暴等ニ由ル		即除二半公ハ	辦定規
		即大五十四、十五年ハ	辦定規

尙令參考、米米國ニ於テハ、米穀發售ノ需給關係を見、ハ夫ハ、米穀ノ
 助本時變用時變中ノ正位ハ、三ハ之ヲ輸入品ニ來ルハ、亦對テ、

米	1,116,312,000	1,200,000,000	1,286,630,000
米穀	1,500,000,000	1,500,000,000	1,500,000,000
米穀	1,500,000,000	2,100,000,000	3,100,000,000
米穀	1,000,000,000	1,500,000,000	2,100,000,000
米穀	1,200,000,000	1,200,000,000	1,200,000,000
米穀		大五十四年	
米穀		即除二半公ハ	辦定規
米穀		即大五十四、十五年ハ	辦定規

第三章 自動車及ヒガソリンニ對スル課税ノ狀況

第一節 自動車

我國ニ於テハ自動車ニ對シテハ其輸入ニ當リ關稅ヲ課スル外國家トシテハコレニ課稅セス、其ノ課稅ハ之ヲ地方團體ニ委シテ居ル。

第一 關稅

自動車ニ對スル關稅ハ、自動車ト部分品トニヨリ其稅率ヲ異ニスル。

自動車	583	國定稅率	日佛協定稅率
部分品	564	50%	35%
發動機	577	30%	25%
ノモノハ概ネ右ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル			

註 發動機ハ其重量ニヨリ七級ニ五分セラレ各々稅率ヲ異ニスルモ、自動車用ノモノハ概ネ右ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル

ノ子ハハ増大ナリ(一)又ハ(二)通商スル
 諸 發曉對ハ其重要ニヨリ(三)ハ(四)ハ(五)ハ(六)ハ(七)ハ(八)ハ(九)ハ(十)ハ(十一)ハ(十二)ハ(十三)ハ(十四)ハ(十五)ハ(十六)ハ(十七)ハ(十八)ハ(十九)ハ(二十)ハ(二十一)ハ(二十二)ハ(二十三)ハ(二十四)ハ(二十五)ハ(二十六)ハ(二十七)ハ(二十八)ハ(二十九)ハ(三十)ハ(三十一)ハ(三十二)ハ(三十三)ハ(三十四)ハ(三十五)ハ(三十六)ハ(三十七)ハ(三十八)ハ(三十九)ハ(四十)ハ(四十一)ハ(四十二)ハ(四十三)ハ(四十四)ハ(四十五)ハ(四十六)ハ(四十七)ハ(四十八)ハ(四十九)ハ(五十)ハ(五十一)ハ(五十二)ハ(五十三)ハ(五十四)ハ(五十五)ハ(五十六)ハ(五十七)ハ(五十八)ハ(五十九)ハ(六十)ハ(六十一)ハ(六十二)ハ(六十三)ハ(六十四)ハ(六十五)ハ(六十六)ハ(六十七)ハ(六十八)ハ(六十九)ハ(七十)ハ(七十一)ハ(七十二)ハ(七十三)ハ(七十四)ハ(七十五)ハ(七十六)ハ(七十七)ハ(七十八)ハ(七十九)ハ(八十)ハ(八十一)ハ(八十二)ハ(八十三)ハ(八十四)ハ(八十五)ハ(八十六)ハ(八十七)ハ(八十八)ハ(八十九)ハ(九十)ハ(九十一)ハ(九十二)ハ(九十三)ハ(九十四)ハ(九十五)ハ(九十六)ハ(九十七)ハ(九十八)ハ(九十九)ハ(百)

自働車	383	500	35
精食品	482	300	25
發曉對	778	100	10

自働車ニ據スル關稅ハ、自働車イ精食品イニE其稅率ヲ異ニスル。
 第一關稅

ハ(一)ニ據テ、其ノ關稅ハ(二)ニ據テ、此式國對ニ交シテ扱ム。
 第一節 自働車

第三章 自働車及ソクビリニ據スル關稅ノ規程

關稅收入額ハ昭和二年ノ實績ニヨレハ左ノ通テアル。

自働車	2,868,912
部分品	2,555,825
發動機	1,000キロ以下 2,761,8
	2,500キロ以下 951,685

註 協定稅率ノ利益ニ均霑スル國ハ左ノ二十九ヶ國ナリ。

- アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル
- チリ、コロムビア、チエコスロバキヤ、デンマーク、ドイツ
- エクワドル、フィンランド、フランス(佛領印度支那ヲ含マス)
- イギリスヤ、イタリー、メキシコ、オランダ、ノールウエー、
- パラグアイ、ペルー、ポーランド(ダンチヒ自由市)セルボ、
- クロアトスローベン、シヤム、スペイン、スエーデン、スイス
- トルコ、ソビエトロシア、アメリカ、イギリス(オーストラ
- リヤ、ニュージーランドヲ除ク)

リナ、ニエーシールンシマシテ、
 イムロ、ノシエーロロシナ、マキリク、トキリス（ホーシイモ
 クロアノスロイン、ウサム、スイトン、スエーデン、スウエ
 ハスヤト、ウシ、ホーランド）（スウエデン自由市）ウシ、
 （キリシタ、イタリ、オランダ、オーストリア、オーストリア、
 エクワドル、アトランティック、マリンズ）（特種明支派を含むマ
 キリー、ロムンナ、オーストリア、オーストリア、オーストリア、
 マリヤン、ホーシイ、ウシ、ウシ、ウシ、ウシ、ウシ、
 指 謝安修率ノ際益ニ似露スル國ハ五ノ二十ノ大ニ關ナリ。

自 備 車	二五〇キロ以下	此年一六八五
自 備 品	一〇〇キロ以下	二五六一八
		二五五五八二五
		二八六八六一二

關稅人種ハ四時二半ノ實錄ニモハ五ノ銀マテハ。

第二 府 縣 稅

府縣ニ於テハ一道三府四十三縣悉ク自動車稅ヲ課シテ居ル。其稅率ハ
 次ノ表ノ示ス如クテアル。

自動車税率表 (昭和三年時)

昭和3.7.30

府縣	營業用車		營業用貨物車		自用車		家用車		其ノ他
	乗用	貨物	貨物	乗用	乗用	貨物	乗用		
北澤道	40		25		60	80			
府	五人乗迄		25		營業用ト共通				
岩手	四人乗迄 五人" 十人"	五人以上一人増 増ス毎ニ3圓増	40 40 45	以上半額ト増 増ス毎ニ5圓増限	營業用各課車ノ五割増				
宮城	五人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ3圓増限	30		五人乗迄 50 四人乗迄 60 五人" 70	50	50		
秋田	四人乗迄 五人"		30 35		營業用ト共通				
山形	八人乗以上 五人" 三人" 二人乗以下		80 60 40 30		營業用各課車ノ五割増				
福島	四人乗以上 三人乗未満 二人乗未満	但乘人員一人 ニ付 5圓増限	30 25 20	以上半額ト増 増ス毎ニ5圓増限					
茨城	五人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ8圓増限	30		60	60	60		
栃木	四人乗迄 六人" 九人" 十人乗以上		35 55 75 95	40 60 70	營業用ト共通				
群馬	十人乗以上 六人" 五人乗以下		60 60 45	35 30	營業用ト共通				一噸以上 35 一噸以下 30

府縣	營業用車		營業用貨物車		自用車		家用車		其ノ他
	乗用	貨物	貨物	乗用	乗用	貨物	乗用		
埼玉	5馬力迄		20	5馬力以上1馬力未満 乗用ノモ増付 貨物車 本税 6.5/10 其ノ他 7/10	營業用ト共通				
千葉	三人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ6圓増限	35	一噸迄 20 20馬力以上 28 15馬力以上 44 15馬力以下 28	三人乗迄 70 20馬力以上 27 15" 131 10" 127 5" 77 5馬力以下 43 20馬力以上 231 15" 231 10" 148 5" 88 5馬力以下 49	營業用ト共通	營業用ト共通		
東京	市部	20馬力以上 15" 10" 5" 5馬力以下	90 60 45 25 17						
東京	郡部	20馬力以上 15" 10" 5" 5馬力以下	116 80 66 35 21						
神奈川	二人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ10圓増限	40	半噸迄 20 一噸迄 35	營業用ノ二倍半 五人乗迄 100 營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通
新潟	三人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ10圓増限	15	一噸迄 25	營業用ノ二倍半	營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通
富山	五人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ5圓増限	60	一噸迄 50	五人乗迄 100 營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通	營業用ト共通	一噸迄 50 以上半額ト増ス 増ス毎ニ10圓増限
石川	五人乗迄	以上一人増ス 増ス毎ニ3圓増限	60	一噸迄 60	營業用ト共通				
福井			60	60	60	60	60		
山梨	十人乗以上		100	二噸以上100	營業用ト共通				

長野	二人乗	50	以上一人増ス 毎=6区間	以上一人増ス 毎=6区間	40	二人乗	60	以上一人増ス 毎=6区間	65	以上一人増ス 毎=6区間
岐阜	三人乗	40	以上一人増ス 毎=10区間		50	三人乗	60	以上一人増ス 毎=10区間	50	
静岡	五人乗	80	以上一人増ス 毎=3区間	以上一人増ス 毎=3区間	20	五人乗	40	以上一人増ス 毎=3区間	40	以上一人増ス 毎=3区間
	二人乗	30		以上一人増ス 毎=5区間	60	三人乗	50	以上一人増ス 毎=5区間	80	以上一人増ス 毎=5区間
愛知	三人乗	100		以上一人増ス 毎=50区間	70	五人乗	100	以上一人増ス 毎=50区間	100	以上一人増ス 毎=50区間
	二人乗	30			51	三人乗	60		81	
三	五人乗	50			60	四人乗	100	以上一人増ス 毎=10区間		
滋賀	三人乗	23				五人乗	60			
	五人乗	59				六人乗	79			
京都	定員一人=付	10	定員五人以上 一人増ス 毎=6区間	以上一人増ス 毎=3区間	60	営業用ノ倍額		営業用ノ倍額		営業用ノ倍額
大阪	四人乗	70	以上一人増ス 毎=15区間	以上一人増ス 毎=40区間	60	四人乗	100	以上一人増ス 毎=40区間		営業用ノ倍額
	五人乗	57		千分率以上	67	五人乗	80	千分率以上	80	
兵庫	二人乗	38		五分	83	二人	60	五分	90	
	一人乗	19		五分以下	19	一人乗	40	五分以下	40	
奈良	六人乗	60	十人以上一人増ス 毎=10区間	教習員		六人乗	100	十人以上一人増ス 毎=10区間		
	三人乗	40		18平方尺以上	40	三人	80	増=40	80	
和歌山	定員一人=付	12	定員五人以上 一人増ス 毎=5区間	一切=付	25	営業用ノ倍額		営業用ノ倍額		営業用ノ倍額
	三人乗	40	以上一人増ス 毎=8区間	以上一人増ス 毎=7区間	24	三人乗	100	以上一人増ス 毎=10区間	60	以上一人増ス 毎=10区間
鳥取	一人乗	15		一般以下	20	一人乗				
	三人乗	25		一般以上	25	三人乗				
島根	六人乗	40	以上一人増ス 毎=8区間		35	二人乗	70	以上一人増ス 毎=10区間		
	二人乗	55	以上一人増ス 毎=6区間	以上一人増ス 毎=6区間	55	二人乗	55	以上一人増ス 毎=6区間	55	以上一人増ス 毎=6区間
岡山	五人乗	20	以上一人増ス 毎=6区間	以上一人増ス 毎=10区間	50	五人乗	60	以上一人増ス 毎=10区間	50	以上一人増ス 毎=10区間
	二人乗	19			43	二人乗			43	
徳島	五人乗	50	以上一人増ス 毎=3区間		55	営業用ノ倍額		営業用ノ倍額		営業用ノ倍額
	三人乗	17	以上一人増ス 毎=8区間		25	二人乗	25	以上一人増ス 毎=6区間	25	以上一人増ス 毎=6区間
香川	九人乗	50	以上一人増ス 毎=6区間		55	営業用ノ倍額		営業用ノ倍額		営業用ノ倍額
	五人乗	30			20	五人乗	75	営業用ノ倍額	20	営業用ノ倍額
愛媛	六人乗	60	以上一人増ス 毎=6区間		20	六人乗	75	営業用ノ倍額	20	営業用ノ倍額
	三人乗	22			20	三人乗	100	営業用ノ倍額	20	営業用ノ倍額
高知	五人乗	22	以上一人増ス 毎=6区間		20	五人乗	100	営業用ノ倍額	20	営業用ノ倍額
	二人乗	22			20	二人乗	100	営業用ノ倍額	20	営業用ノ倍額
福岡	三人乗	17	以上一人増ス 毎=8区間		25	三人乗	70	以上一人増ス 毎=10区間	25	以上一人増ス 毎=10区間
	五人乗	60	以上一人増ス 毎=8区間		25	五人乗	70	以上一人増ス 毎=8区間	25	以上一人増ス 毎=8区間
大分	四人乗	60	以上一人増ス 毎=6区間	以上一人増ス 毎=7区間	25	四人乗	70	以上一人増ス 毎=10区間	40	以上一人増ス 毎=10区間
	貸切車	30	乗客5人以上 乗員2人以上		20	貸切車	70		20	
宮崎	乗合車	20			45	乗合車	84		45	
	乗合車	20			10	乗合車	10		10	
鹿児島	乗合車	20			10	乗合車	10		10	
	乗合車	20			10	乗合車	10		10	

各種車税内訳額 (昭和三年度)

道府	支庁	車税地額	自動車		人力車	荷積車	牛馬車		其他
			税額	車			税額	税額	
北海道	支庁	514,796	240,180	3,000	2,129	44,690	199,572	-	
	市	228,855	112,800	3,800	2,730	29,730	78,672	-	
東北	支庁	157,457	92,675	4,000	1,435	19,850	38,120	-	
	市	830,924	200,873	4,500	4,795	53,946	57,090	-	
関東	支庁	204,584	110,760	4,000	3,033	50,427	20,080	-	
	市	628,438	327,037	5,000	1,590	145,036	57,779	-	
中部	支庁	522,736	315,184	4,000	5,140	138,735	63,950	-	
	市	637,275	431,013	4,000	1,273	62,368	63,330	-	
近畿	支庁	718,238	453,573	1,800	450	153,128	112,735	12,264	
	市	475,835	323,333	3,400	-	52,733	15,023	-	
中国	支庁	917,158	768,039	4,000	3,819	103,115	48,034	-	
	市	648,600	343,954	3,800	4,723	157,618	89,370	-	
四国	支庁	1,255,118	556,712	2,740	4,483	98,108	72	-	
	市	1,343,833	790,947	3,300	2,459	274,964	53	-	
九州	支庁	778,321	433,453	3,800	7,357	132,910	72,533	-	
	市	633,046	327,937	3,800	6,729	141,757	25,428	-	
北海道	支庁	332,259	222,133	5,000	1,523	64,532	21,338	-	
	市	323,728	172,886	5,000	2,425	98,310	22,475	-	
東北	支庁	333,088	225,638	5,500	2,354	84,033	22,050	1,275	
	市	259,471	103,745	4,500	1,521	25,233	18,835	1,828	
中部	支庁	650,078	459,694	4,500	2,376	24,170	48,132	-	
	市	682,033	443,232	4,500	4,538	127,833	42,820	-	
近畿	支庁	1,127,875	769,722	4,000	2,738	250,332	55,677	3,039	
	市	431,294	263,300	3,500	2,775	65,777	21,114	-	
中国	支庁	1,021,265	645,674	4,800	4,673	130,400	70,833	-	
	市	674,719	424,065	4,800	4,327	139,427	37,531	-	
四国	支庁	431,630	262,239	4,000	16,635	72,145	17,480	-	
	市	514,436	290,070	4,500	2,718	100,070	48,404	278	
九州	支庁	1,193,226	740,155	2,500	179,173	10,038	108,062	428	
	市	810,024	649,730	3,000	58,180	2,408	52	-	
北海道	支庁	373,721	191,467	5,000	15,713	6,124	7,472	6,270	
	市	204,234	151,510	4,000	10,134	3,254	30,420	41	
東北	支庁	238,774	132,179	4,300	5,791	97,433	11	-	
	市	260,823	173,726	4,300	6,453	53,038	13,921	-	
中部	支庁	773,316	532,833	4,200	32,223	128,819	37,510	1,150	
	市	447,854	349,717	3,500	11,482	2,497	22,456	2,523	
近畿	支庁	633,728	313,720	3,950	28,723	105,723	95,692	4,770	
	市	408,040	231,583	5,000	12,170	8,892	1	-	
中国	支庁	437,829	251,005	4,500	7,525	3,679	5,874	2,333	
	市	335,526	234,834	4,200	5,154	77,719	32,351	-	
四国	支庁	273,924	233,830	3,500	15,884	1,918	11,234	1,119	
	市	639,324	427,039	3,000	21,259	7,523	77,331	-	
九州	支庁	345,523	210,113	4,000	10,024	3,387	27,732	1,267	
	市	162,733	72,322	4,000	3,739	22,372	33,422	-	
北海道	支庁	627,073	344,434	4,200	2,040	45,112	94,434	-	
	市	323,249	133,037	4,200	4,223	13,233	78,311	-	
東北	支庁	233,279	172,974	5,000	5,020	10,199	40,206	-	
	市	233,273	198,633	4,200	19,519	3,511	70,731	-	
中部	支庁	3,971	2,731	4,200	160	23	350	-	
	市	10,534	5,478	3,000	600	1,730	8,315	378	
計		25,422,433	16,536,614	3,182,000	922,395	4,276,238	2,320,423	40,278	

種別	昭和三年		昭和二年		前年	増減	増減率	備考
	額	車数	額	車数				
普通自動車	1,000.00	100	500.00	50	500.00	100%		
軽自動車	200.00	20	100.00	10	100.00	100%		
人力車	100.00	10	50.00	5	50.00	100%		
その他	100.00	10	50.00	5	50.00	100%		
合計	1,400.00	140	700.00	70	700.00	100%		

自動車税収入表(昭和三年)

府縣自動車税總額ハ昭和三年度ニ於テ三一八二〇ニ〇圓昭和二年度ノ
 一七三〇〇五三圓ニ比スレハ、四五、九六七圓ノ増加テアル。其府縣
 別稅額ハ左ノ如シ。

限額ハ五ノ成々。
 一、七三〇、〇五三圓ニ出スルハ、四五、一六六圓ノ賦課マテス。其制限
 額自働車毎輛毎ハ部毎三半額ニ充テ、一八二〇、二〇〇圓毎輛ニ半額ノ

第三 市町村税

尚此ノ外ニ各市町村ハ殆ト例外ナク附加税ヲ課シテキル。其制限率ハ
 本税ノ百分ノ八十九ト言フコトニナツテキルカ、例ヘハ東京市、大阪
 市ノ現在ハ左ノ如クテアル。

東京市	附加税	百分ノ	一一八
大阪市	附加税		三二
計	都市計畫特別税		一五〇
			三五〇

即チ東京市及ヒ大阪市ニ於ケル府市兩税ヲ合シタル自動車一臺當負擔
 額ハ左ノ如クニナル。

東京市

營業用	乗用車	貨物車
二十馬力以上	十五馬力以上	十馬力以上
二二五圓	一五〇圓	一〇七・五圓
一五六	一一〇	六五
十五馬力未満	五馬力以上	五馬力未満
	六二・五圓	四二・五圓

營業用	乗用車	貨物車	一五六	一〇〇	六五
			二二五	一五〇	六二五
			二十ポンド以上 二十五ポンド以上	一〇〇	四二五
			二十五ポンド以上 五十ポンド以上	一〇〇	四二五
			五十ポンド以上	一〇〇	四二五

東京市
隨ハ込ハ成マニナシ。

明々東京市及ニ大連市ニ領マシ州市兩縣ニ合マシ自働車一臺當員銀

大連市 備賦券

指

藩市情査報限券

百八ノ 一一八

東京市 備賦券

市ノ更寄ハ込ハ成マニナシ。

本券ノ百八ノ八十式イ官マヒイニナマテキハ成。國ハ東京市、大連
尚且ハ民ニ各市州林ハ領イ國於マシ備賦券ニ關マシキハ。其關則率ハ
三 市州林券

自家用	乗用車	貨物車	六一七・五	四八五	三一七・五
			四八五	三一七・五	一九二・五
			四八五	三一七・五	一九二・五

大阪府

乗用車	自家用	營業用	五人乗以上	二人乗	一人乗
			二八〇	二一〇	一四〇
			一九九・五	一三三	六六・五
貨物車	自家用	營業用	千ポンド以上	五百ポンド以上	五百ポンド以下
			二八〇	二一〇	一四〇
			一九九・五	一三三	六六・五

第二節 ガソリン

第一 礦産税

石油ノ採掘ニ對シテハ領業法ニヨリ礦區税及ヒ礦産税ヲ課スル。礦産
税稅率ハ礦産物ノ價格ノ百分ノ一テ其稅額ハ左ノ如シ。

貨物車ハ鐵道車ノ運賃ノ百分ノ一ヲ其運賃ハ五分ノ賦シ。
 又船ノ運賃ニ對シテハ船運出ニモリ船運賃ノ百分ノ一ヲ其運賃ハ五分ノ賦シ。

第二節 貨物車

營業車	自來車	營業車	自來車	營業車	自來車
一六六・五	二八〇	一六六・五	二八〇	一六六・五	二八〇
千六〇ノリ	千六〇ノリ	千六〇ノリ	千六〇ノリ	千六〇ノリ	千六〇ノリ
一三三	一一〇	一三三	一一〇	一三三	一一〇
六六・三	一四〇	六六・三	一四〇	六六・三	一四〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇

尙領產稅ノ百分ノ十以下ノ道府縣市町村附加稅ヲ課シ得ル。鐵區稅ハ
 一千坪ニツキ試掘三十錢、探掘六十錢ヲ試掘百分ノ三探掘百分ノ七以
 下ノ附加稅ヲ許ス

第二節 關稅

從來揮發油ト他ノ石油トニヨリ稅率ヲ異ニシタノテアルカ、大正十五
 年ノ改正テコノ區別ヲ廢シタ。(但シ關稅統計上ニ於テハ、從來ノ例
 ニヨリボーム六三度以上ヲ揮發油トシ石油ト區別シテキル。普通揮發
 油ト云フノハボーム五十度以上位ヲ指シ、之等ノモノモ自動車ニ使用
 シテキル。故ニ關稅統計中ニテ揮發油ト稱スル中ニハ一級ニ自動車ニ
 使用シツツアル低度ノガソリンヲ含マナイコトニナリ、從ツテ輸入ガ
 ソリンノ量ハ同統計ノ數ヨリ大ナリトイフコトカ出來ル。其確定數字
 ハ明テハナイ。)

稅率 比重〇・八七六ニヲ超エサルモノ毎百ガロン 八圓
 稅額 昭和二年實績 一、八三七、五五三圓

貨幣 即麻二半實幣 一 八三才 五五三圓
貨幣 其重〇八六六ニマシエサハチノ銀百枚口ニ 八圓

ハ四マハヤト。

ビレノ量ハ同銀幣ノ重ヨリ大ナリトテロイイ出来ル。其銀實遺字
野田ノマツマツノ邊ノ次ビレノ重マナトロイニナリ。銀マツノ入
マツキハ。茲ニ關稅總捐中ニマシテ銀幣ノ重スル中ニハ一銀ニ自銀車ニ
前イ云テハハ六一五十刻以上ノ重マシ。之等ノ重キ自銀車ニ對
ニヨリハ六三刻以上ノ重マシ。前イ國稅マツキハ。昔銀幣
半ノ重五マツノ重マシ。一圓ノ關稅總捐土ニ值マハ。實來ノ時
實來銀幣ノ重ノ重イニヨリ銀幣ノ重マシ。大五十五
圓ニ關稅

可ノ關稅幣ニ指ス

一千枚ニマツキ約銀三十錢。銀幣六十錢ヲ指銀百枚ノ三銀幣百枚ノ十
尙餘重銀ノ百枚ノ十以上ノ重銀幣市價關稅幣ニ指マシ。餘銀幣ハ

第四章 諸外國ニ於ケル課稅ノ狀況及收入

第一節 課稅ノ狀況

第一 英國

英國ニ於テ自動車ハ現在動力車免許稅 (Mechanically Propelled
vehicle) ナル名稱ノ下ニ免許稅ノ形式ヲ以テ課稅セラレテ居ルカ、
今年四月議會ニ提出セラレタ財政法案ニヨレハ、ガソリンニ對シテモ
消費稅ヲ賦課セントシテ居ル。尙自動車課稅ハ地方稅トシテハナイ、
今免許稅及ガソリン稅ニ付大要ヲ説明スレハ左ノ如キモノカアル。

一、動力車免許稅 (一九二〇年新設 最近ノ改正一九二〇年)

(一) 課稅物件 英國内ノ公道上ニ於テ使用スル動力車

(二) 免稅 財政法ニ規定セル免稅ノ場合左ノ如シ。

- (1) 地方團體ノ蒸氣ポンプ、廢疾者用車及道路口ノラ
- (2) 交通大臣ハ英國内ノ一時的滞在者ニ對スル全部又ハ一部ノ免除
ヲ規定スルコトヲ得

モ 陸軍スルニモイマテ

(S) 交際大目ハ英國内ノ一初給費式等ニ種スル全備又ハ一積ノ度
(I) 敵式區圖ノ察察等々ニテ、軍規等語等々並置口ニモ
規程等ニ陸軍ナハ兵隊ノ聯合法ノ成也。

(二) 原 簿

(一) 購 備 簿 英國内ノ公費ニ付テ費用スル備成車

一 備成車原簿簿 (一) 一六二〇半後期 毎張ノ五五一一六半)

今原簿簿スルニ付テ大要ヲ備成スルハ法ノ成キテハ成テハ

節費等ヲ知照ナシテモ知ル。尚自備車購備ハ敵式簿イニテハナド

今半四且舞會ニ出出ナシテモ知照。尚自備車購備ハ敵式簿イニテハナド

ASPIRATOR) ナシテ知照。尚自備車購備ハ敵式簿イニテハナド
英國ニ付テ自備車ハ兵隊備成車原簿簿 (MOPURATORIA Probeirog

一 備 簿 購 備 簿

一 備 簿 購 備 簿 備成車ニ付テハ購備ノ費用必入

(三) 納 稅 義 務 者 動力車ヲ保有スル者 (MOP)

(四) 稅 率

毎年免許狀獲得ニ際シテ左ノ稅額ヲ納ム。

(1) 自動自轉車 (重量八ハンドレットウエイトヲ超エサルモノ)

(イ) 二輪車

重量二〇〇封度ヲ超エサルモノ 一磅一〇志

重量二〇〇封度ヲ超ユルモノ 三磅

聯結車牽引ニ使用セラルルトキハ一磅ノ附加稅ヲ課ス

(ロ) 三輪車

(2) 廢疾者用動力車 (重量五ハンドレットウエイトヲ超エサルモノ)

(イ) 三輪車

(3) 發 動 車

(イ) 輕 便 車

(ロ) 其ノ他

座席 八箇ヲ超エサルモノ

Motor Car

一五磅

一五志

五志

(ロ) ニ機ヤヤハ農田牽馬車

五志

(ト) 特許特關車、農田牽馬車(重六トニモ車自動ノ裝置、件

(4)

重六ト四箇

重六ト四箇ヲ超エハ子ハ八重六ト一箇ヲ二一箇一〇志ノ例

、正六

、六四

、四八

、五六

、四〇

、四八

、三二

、四〇

、二六

、三二

、二〇

、二六

、一四

、二〇

重八ト一箇ヲ超エハ子ハ四箇ヲ超エハ子ハ

三〇箇

(ハ) 牽引車(農業用ニ非サルモノ)

重量五噸ヲ超エサルモノ 六磅
重量五噸ヲ超ユルモノ 一〇

重量二噸ヲ超エサルモノ 二一磅

重量二噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ 二五

重量四噸ヲ超エ六噸ヲ超エサルモノ 三〇

重量六噸ヲ超エ七噸ヲ超エサルモノ 三五

重量七噸ヲ超エ八噸ヲ超エサルモノ 四〇

重量八噸ヲ超エ一〇噸ヲ超エサルモノ 五〇

重量一〇噸ヲ超ユルモノ 六〇磅

(5) 貨物運搬自動車(重量八ハンドレットウエイトヲ超ユル三輪車ヲ含ム)

(イ) 電気動力車

重量二五ハンドレットウエイトヲ超エサルモノ六磅

重量二五ハンドレツトウエイトラ超エ二噸

(ト) 雷除機式車

（含む）

(ニ) 貨物用自動車（重量八ハンドレツトウエイトラ超エ三噸車

重量一〇噸ヲ超エサルモノ 六〇磅

重量八噸ヲ超エ一〇噸ヲ超エサルモノ 五〇磅

重量六噸ヲ超エ八噸ヲ超エサルモノ 四〇磅

重量四噸ヲ超エ六噸ヲ超エサルモノ 三〇磅

重量二噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ 二五磅

重量二噸ヲ超エサルモノ 二一磅

(ハ) 牽引車（農業用ニ非サルモノ）

重量正噸ヲ超エサルモノ 一〇〇磅

重量正噸ヲ超エサルモノ 六〇磅

(ロ) 見世物用自動車

重量一ニハンドレツトウエイトラ超エサル

モノ 一〇磅

重量一ニハンドレツトウエイトラ超エ一噸

ヲ超エサルモノ 一六磅

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ 二一磅

重量二噸ヲ超エ三噸ヲ超エサルモノ 二五磅

重量三噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ 二八磅

重量三噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ 二八

重量二噸ヲ超エ三噸ヲ超エサルモノ 二五

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ 二一

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一六

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一〇

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一〇

(ロ) 良母機用自動車

重量正副ヲ超エサルモノ 三〇

重量四噸ヲ超エ五噸ヲ超エサルモノ 二四

重量三噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ 二四

重量二噸ヲ超エ三噸ヲ超エサルモノ 二〇

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一三

重量二五ハンドレットウエイトヲ超エ二噸

(ハ) 農業用貨物運搬自動車

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一〇

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エ一噸ヲ超エサルモノ 一六

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ 二一

重量二噸ヲ超ユルモノ 二五

(ニ) 其ノ他

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エサルモノ 一〇

重量一ニハンドレットウエイトヲ超エ一噸ヲ超エサルモノ 一六

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ 二一

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ 二六

重量四噸ヲ超ユルモノ 三〇

連結車牽引ニ使用セララルトキハ六磅ノ附加税ヲ課ス

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ

二六〇

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ

二六〇

重量一ニハノゾレバトウエイトイテ一噸

一〇〇

重量一ニハノゾレバトウエイトイテ一噸

一〇〇

(二) 其の計

重量二噸ヲ超エサルモノ

二五〇

重量一噸ヲ超エ二噸ヲ超エサルモノ

二一〇

重量一ニハノゾレバトウエイトイテ一噸

一六〇

重量一ニハノゾレバトウエイトイテ一噸

一〇〇

(ハ) 農用貨物運搬自動車

聯結車牽引ニ對用サレヨリキハ六噸ノ制限額ヲ越ス
重量四噸ヲ超エサルモノ 三〇〇

重量二噸ヲ超エ三噸ヲ超エサルモノ

四〇〇

重量三噸ヲ超エ四噸ヲ超エサルモノ

四八〇

重量四噸ヲ超エ五噸ヲ超エサルモノ

五四〇

重量五噸ヲ超ユルモノ

六〇〇

聯結車牽引ニ使用セラルルトキハ六噸ノ附加税ヲ課ス

(6) 前掲規定ニ含レサル動力車

六馬力ヲ超エサルモノ及電氣動力車

六磅

六馬力ヲ超ユルモノ 一馬力又ハ其端數毎ニ 一磅

自動車ニ對スル現行免許税率ハ右ノ如クテアルカ、本年ガソリン
ニ對スル消費税ノ提案ニヨリ、自動車課税ハ重課セララルコトニ
ナリ、從ツテ國內交通機關ノ健全ナル發達ヲ^{阻上}礙外シナイ爲ニ輕量
ノ貨物自動車及乗合自動車ニ對スル免許税緩和ノ案力提出サレタ。

ニ本年英議會ニ提出セラレタルガソリン消費税法案ノ大要

(一) 法案提出ノ理由

(1) 英國ニ於テハ石油ハ殆ト之ヲ産出セス輸入ニヨルカ、然モ石炭

(1) 英國ニ於テハ石炭ハ既ニ盛ク産出シテ輸入ニモ少シ然レモ
(一) 出資對出ノ懸由

ニ本埠英獨會ニ對出シテ、

ノ資對自便車及乗合自便車ニ對シテ、
ナリ、其レモ國內交渉對關ノ懸念ナシ、
ニ機スル所費對出ノ懸案ニモ、
自便車ニ對シテ、
六馬力ニ對シテ、
六馬力ニ對シテ、
六馬力ニ對シテ、

(6) 前出懸案ニ含メ、

- 重量五噸ニ對シテ、
重量四噸ニ對シテ、
重量三噸ニ對シテ、
重量二噸ニ對シテ、

ニ於テハ有力ナル産出國テアリ且輸出國テアル、昨年中ニ於テ
各種石油輸入價格ハ石炭輸出價格ニ略匹敵シタ、然ルニ英國ニ
於ケル炭鑛業ハ近年諸種ノ原因ニヨリ不振ノ状態ヲ續ケテ居ル、
此ノ石炭對石油間ノ均衡ヲ維持セントスルノカ理由ノ一テアル。
(2) 近年英國ニ於テハ自動車ニヨル道路輸送ノ發展著シク、爲ニ鐵
道ハ甚タ壓迫ヲ受ケテ居ル、然モ道路ノ維持改善ニ費サレル額
ハ少クナイ、此鐵道ト道路トノ均衡ヲ公平ニ保タントスルカ理
由ノ二テアル。

(3) 英國ニ於テハ娛樂自動車ハ近年急速ニ發展シツツアル一方主要
産業ハ沈淪状態ニアル、本稅收入ヲ主要産業救済ノ目的ニ充テ
ントスルハ理由ノ三テアル。

(二) 課稅ノ方法

課稅物件ハ輸入セララル揮發油、燈油及ターペンタイン又ハ輸入
原料ニヨリ製造セラレタル上記製品ニシテ、稅率ハ一ガロンニ付
四片テアル、機油、燃料油、ディーゼル油、國産原料ヨリ製出

0000-0257

ノ入運搬マ存スルモノハ此ノ類ニ非ス
 (二) 専ラ軍事、警察ノ用ニ對シテハ、自國產ノ動力車、且、乘用車ニシテハ、且、輸入品、並、海關開港、海關開港ニ對シテハ、自國產ノ動力車、且、乘用車ニシテハ、且、市町村(市町村聯合) 兩官ノ動力車ニシテ專ラ前記ノ

同類ニ入運搬マ存スルモノハ此ノ類ニ非ス
 (三) 専ラ農業、漁業、林業ノ用ニ對シテハ、自國產ノ動力車、且、乘用車ニシテハ、且、市町村(市町村聯合) 兩官ノ動力車ニシテ專ラ前記ノ

(一) 乗用車
 (二) 貨物車

一 國產ニ對シテハ自國產ノ動力車(國產)イニテ乘用車、貨物車、大要式
 三 國產ニ對シテハ自國產ノ動力車(國產)イニテ乘用車、貨物車、大要式

ノ入運搬マ存スルモノハ此ノ類ニ非ス
 (四) 専ラ農業、漁業、林業ノ用ニ對シテハ、自國產ノ動力車、且、乘用車ニシテハ、且、市町村(市町村聯合) 兩官ノ動力車ニシテ專ラ前記ノ

三 納稅義務者

(1) 動力車ノ所有者 所有者カ國內ニ住所モ所在地ヲモ有セス或ハ所有者以外ノ者カ違法ニ動力車ヲ使用スル時ハ、國內ニ於テ動力車ヲ使用スル者

(2) 交通警察規則ニヨリ動力車ヲ認可セラレタル時ハソノ者、若シ此ノ者カ國內ニ住所又ハ所在地ヲ有セサル時ハ國內ニ於ケル使用者

四 稅率

(1) 内燃機關ニヨル自動自轉車(三輪以下ニシテ、重量三五〇斤以下ノ動力車)

氣筒ノ容積一〇〇立方寸及ソノ端數毎ニ 八圓

(2) 内燃機關ニヨル乗用動力車(乗合動力車ヲ除ク)

氣筒ノ容積一〇〇立方寸及ソノ端數毎ニ 一二圓

(3) 内燃機關ニヨル乗合動力車及貨物動力車

重量二〇〇斤及ソノ端數毎ニ

三〇圓

重量二〇〇瓩以上、積載積二、三〇瓩以上

(丙) 内陸自動車ニモハ乗合式車又貨物自動車、乗積ノ容積一〇〇立次以上、積載積ニ三一二瓩以上

(丁) 内陸自動車ニモハ乗合式車(乗合式車モ積載積ノ積載積ニ三一二瓩以上、積載積ニ三一二瓩以上、積載積ニ三一二瓩以上)

(戊) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(己) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(庚) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(辛) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(壬) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(癸) 内陸自動車ニモハ乗合式車(三輪以下ニモハ乗合式車、重量三五〇瓩以上)

(十一) 電気或ハ蒸氣ニヨル動力車及貨物ヲ積載セサル牽引機

重量二〇〇瓩及ソノ端數毎ニ 一五瓩以上

(十二) 右ニ特ニ掲ケサル内燃機關ニヨル動力車ハ上述ノ規定ヲ準用ス

(十三) 上掲(一)及(二)ノ動力車カ空氣入りノタイヤヲ供ヘサル時ハ稅率ヲ十分ノ一タク高ム

(十四) 課稅標準タル氣筒ノ容積ハ大藏大臣ノ定ムル細則ニヨリテ計算ス、大藏大臣ハ更ニ重量及種類別ニ關スル細則ヲ定ム。

(十五) 交通警察規則ニヨル試運転許可證ニヨツテ動力車ヲ使用スルモノニ關シテハ左ノ如シ。

(十六) 納稅義務者ハ許可證ヲ交附セラレタル者

(十七) 各種動力車ニ通用スルモノ 一ケ年間 三〇〇瓩以上
自動自轉車ニ通用スルモノ 六〇瓩以上

自動車ニ課税スルニ付、
六〇圓

(N) 海軍艦艇等ハ海軍省モ交通省モノモハモ
ニ課スルハ式ハ成シ

(六) 交通省管轄車ニモハモ海軍省管轄車ニモモテ海軍省モ適用スルモ
大連大引ハ更ニ重量及容積ニ關スル制限モ定ム

(四) 海軍省管轄車モハ海軍省ノ管轄ハ大連大引ノ定ムル制限ニモモテ相異ス
十公一ノモ高ム

(五) 土庫(イ)ノ種式車モ空庫入リノモトモテ扱ハセムハ例準モ

(六) 土庫(イ)ノ種式車モ空庫入リノモトモテ扱ハセムハ例準モ
重量ニ〇〇瓩及ビノ數モ定ム 一五圓

(二) 軍用車ハ海軍省ニモハモ陸軍省モ管轄モヤム率用

佛國ニ於ケル自動車課税ハ自動車自體ニ關スル取引高税及自動車税並
ニ燃料ニ對スル課税即チ製造税及消費税ニ分クルコトヲ得、何レモ國
税ヲアルカ自動車税ニ對シテハ其一七%ヲ超エサル限度ニ於テ附加税
ヲ課スルコトカ出來ル。

一、取引高税

自動車購入ニ際シ一ニ多ノ取引高税ヲ課セラレル。

二、自動車税

(一) 操縦許可證ヲ受クルニハ十フランノ税及ヒ試験税十五フランヲ納
付セネハナラヌ。

(二) 運轉開始許可證ヲ受ケテカラテナクテハ其車ヲ使用スルコトヲ得
ヌ。許可證ハニフラン四十センチムノ印紙ヲ貼付スルコトヲ要
スル。許可證ハ課税額變更ノ事由ヲ生セヌ限ハ無期限ニ有效テア
ル。但シ當該年度ノ納税済ノ記載カナイトキハ無効トナル。

(三) 課税物件 スヘテノ乗用車及貨物自動車

(四) 自動車税ノ税率ハ左ノ如シ。(最近ノ改正ハ一九二六年八月三日

自動車

(イ) 自動車

(ロ) 自動車

又、此レリノ又ハマレニハ用ノ内務省ニモリ振込スル自

母ノ借付ハ数冊一強ニヤキ三六〇でモクモ可ハコイモ得ヌ。

三〇課代モ得ユイキ

夫ハ一〇課代

夫ハ一〇課代

夫ハ一〇課代

夫ハ一〇課代

夫ハ一〇課代

又同平十二月十日掛替

一三〇
六〇
一四四
一二六
一〇八
六〇
三二七

三、石油税

(一) 製造税

原油ヲ精製スルニ當ツテ製造税ヲ納付スルコトヲ要スル。其税率ハ原油百キログラムニツキ一フラン五十サンチム又ハ一ヘクトリツトルニツキ一フラン二十サンチムテアル。

(二) 消費税

精製油ニシテ國內ニテ消費セラルヘキモノニ對シテハ精製工場ヲ出ル時又ハ輸入ノ時ニ百ヘクトリツトルニツキ二十四フランノ國稅ヲ課スル。ペンゾール、ペンジンモ亦同シ。揮發油ニシテ省令所定ノ割合ニアルコールト混合シタモノ、燈油

本邦半價ニ付テモ、諸國ノ稅率ハ、
 尙本邦半價稅率ノ上ニ在リ、
 自備車稅自備自
 三二六〇、八五〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇

一、米國（一九二八年豫算）
 自備車稅自備自
 三、〇〇〇、〇〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇

一、英國（一九二八年豫算）
 自備車稅自備自
 三、〇〇〇、〇〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 六六五、二五〇〇〇
 一、一八〇、〇〇〇
 四四〇、〇〇〇

三、獨逸（一九二七年豫算）

動力車稅	一三〇、〇〇〇、〇〇〇	國麻
租稅總額	七七五〇、〇〇〇、〇〇〇	

四、佛國（一九二八年豫算）

自動車稅	六二二、二一八、〇〇〇	法
石油稅	七八七、〇七九、〇〇〇	
ベソール稅	一九二、三五〇、〇〇〇	
租稅總額	三、八三三、三三、八九四、〇〇〇	

結論

以上敘述セル所ヨリ之ヲ見ルト、我國ニ於ケル自動車ノ使用ハ大體ニ於
 テ當初ハ奢侈的使用ニ起ツタカ漸ク實用的使用ニ轉シ今日ニ於テハ、其
 ノ大部分ハ實用的ニ使用セラレツツアリト見ルコト力出來ル。

即總數ノ中三割五分ハ官廳公署用テアリ、尙二割九分ハ貨物車テアリ、

米	並				
荷蘭西	子三	二〇	同	同上	同上
露	一二〇	二〇〇〇	六	(重量一噸)	一五五 (重量二噸)
英	二〇〇	二〇	一五〇	(重量一噸)	二六〇 (重量一噸)
日	二四	二〇	六〇	同	六二 (自來車) 同
	自來車	乘用	自來車	乘用	自來車

各洲自動車... 出對スハ五八叫...

更ニガソリンハ其ノ大部分ヲ外國ニ仰キ、其ノ分ニ付テハ百ガロン八圓ノ關稅ヲ取ツテ居ル、百ガロン八圓ハ今日ノ價額ニテ一割四五歩ニモ當ル、必スシモ輕シトシナイ、今日英國ニ於ケルチヤ一チル率ニ於テハ一瓦四片トスル即百瓦一磅十三志邦貨ニシテ約十六圓ニ當ル我國ノ現在ノ稅額ノ倍テアル之ニ比シテハ半額テアルカ然モ我國ノ現在ノ稅額モ必シモ低シトシナイ。

尙我國ノ自動車ハ未發達ノ道程ニアル、到底歐米諸國ノソレト比スルコトカ出來ヌ、而シテ今尙長足ノ進歩ヲトケツツアル、今之ニ課稅セムトスルハ發達ヲ阻害スルコトトナル、課稅セムトスルモモウ少シ發達セシメタル上ニテ之ヲ行フ方カ適當テハナイカト云フコトモ考ヘラルル、又現在ニ於テ之ヲ行フトスルモ大シク稅額ヲ得ルコトハ出來ヌ、例ヘハ之ニ一割ノ課稅ヲ爲スモ約四百萬圓位ニスキヌ、之ヲ要スルニ現在我國ノ狀況ニ於テハ自動車ニ對シテ更ニ關稅ヲ課シ或ハ其ノガソリンニ對シテ一般ニ消費稅ヲ課スルコトハ大ニ考慮ヲ要シ直ニ之ヲ實行スルハ適當ト考ヘラレナイ。

(三) 樽蓋及栓ノ品類ノ内、検査費ノ徴ノ旨ニ付テハ一頁ニ於テ四角ノ際一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

(二) 一六二八辛酉月二十五日ニ付テ聯合王國內ニ於テ且同日ニ付テ其一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

一六二八辛酉月二十五日ニ付テ聯合王國內ニ於テ且同日ニ付テ其一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

附 則

(一) 一六二八辛酉月二十五日ニ付テ聯合王國內ニ於テ且同日ニ付テ其一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

(同 附 則 一 附 則 三 附 則)

一六二八辛酉月二十五日ニ付テ聯合王國內ニ於テ且同日ニ付テ其一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

附 則

一六二八辛酉月二十五日ニ付テ聯合王國內ニ於テ且同日ニ付テ其一頁ニ於テ四角ノ際費課ス

本項ニ輕油 (Light Oils) トハ石油ニ關スル法律ニ規定セラレタル

方法ニヨリ其五〇%ヲ下ラザル量ガ攝氏一八五度以下ノ溫度ニテ蒸溜シ

又ハ其八五%ヲ下ラザル量ガ攝氏二四〇度以下ノ溫度ニテ蒸溜シ又ハ攝

氏二二八度未滿ノ溫度ニテ可燃性瓦斯ヲ發生スル炭化水素油ヲイフ

一定溫度ニ於ケル一定量ノ蒸溜ニ關スル前記ノ規定ニ合致スルヤ否ヤヲ

確知スル爲油ヲ試験スル方法ハ委員之ヲ規定スベキモノトス

(四) 左ノ場合ニハ消費稅ヲ課サズ

(A) 使用者ノ所有若ハ占有ニ係ル該使用者ニヨリ一九二八年五月七日以

前ニ使用セラレタルコト又ハ一九二八年四月二十五日ニ於テ其所有

貯藏油總量 (前段ノ如クシテ使用セラレタル油ヲ除ク) 一万瓦ヲ超

エザルコトニ關シ委員ニ對シテ十分ナル證明アリタル石油

エヤハロイニ關シ委員ニ權シテ十公ヤハ體即マリヤハ

(一) 領事館員(前邊ノ成シテ勢用ナリヤハ納メ納ム)一五五

一前ニ勢用ナリヤハロイ又ハ一六二八辛四日二十五日ニ宛テ其領事

(A) 勢用等ノ領事館ハ古昔ニ勢用ニ對シテ勢用ニ對シテ一六二八辛四日

(四) 志ノ聯合ニハ領事館ニ對シテ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

領事館ニ對シテ領事館ニ對シテ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

又ハ其八正ヨリ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

式由ニ依リ其正ヨリ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

本館ニ對シテ(TYPOTITE)一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日ニ對シテ一六二八辛四日

(B) 既ニ關稅又ハ消費稅ヲ課セラレタルコトニ關シ委員ニ對シ十分ナル

證明アリタル炭化水素油

(三) 精製所ニアル又ハ精製所ニ移入セラレタル炭化水素油ニ關シテハ租稅

ハ該精製所ヨリノ引渡ニ對シテ課セラレ且同種品種ノ輸入ニ對シテ課

セララルト同様ノモノトシ輸入ニ對シテ與ヘラルルト同様ノ拂戻ヲ與

フ

(六) 炭化水素油若ハ其製造ノ成分トシテ使用セラレタル炭化水素油含有物

品ノ聯合王國ヨリノ輸出又ハ船舶貯蔵用ノ爲船積若ハ保税倉庫ノ寄託

並聯合王國外ヘノ航空用ノ爲若ノ油若ハ物品ノ航空機ヘノ積込ニ對シ

テハ當該品種ニ關シテ支拂ハレタルコトガ委員ニ對シテ十分ナル證明

アリタル種稅額ニ相當スル戻稅ヲナス

本取ニ就テ然船 (Trading post) イハ其主権ノ重要點ニ在リ商業ニ

ナクイテ三管見ヲ懸念スルニマテヤレハ更ニ出願スルコトイフ

(B) 出願ノ時見ノ額ニ本取ニヨリ額ニ出願スルコトイフ

(A) 本取ノ額ノ出願ハ委員ノ懸念スル次第ニヨリ之ヲナス要ム

出

シテ支辨ヨリハ出願ノ時見ノ額ニ委員ヨリ受ケルコトイフ

スルコトイフ委員ニ權シテ其ノ額ニ出願スルコトイフ

出願額前ノホトリ受ケル間内ニ然ラズ中ニ領テ炭化水素油ヲ對用シ

キハ出願額其出願日附六箇民間中又ハ特別ノ場合ニ委員ノ懸念

(八) 本取ノ額ニ懸念登載シテ懸念ノ額ノ額言者ニヨリ出願アリ

(九) 本取額一額ニ對シテ懸念ハ本取額ノ額言者ニ關シテ之ヲ對シ

ツテ獲得スル人ニヨリ漁業ノ爲ニ使用セラルル船ヲイフ

(九) 本法ニ於テ炭化水素油 (Hydrocarbon Oils) トハ石油 (

Petroleum Oils) ヨール多ール (Coal tar) 及石炭、頁岩、 (

Shale) 泥炭、 (Peat) 其瀝青物質 (Bituminous substance)

ヨリ製造セラレタル油、及總テノ液体炭化水素ヲイフ

(10) 本法本條及次條並本法附屬第一表ニ於テ

關稅及消費稅トハ夫々本條ニヨリ課セラルル關稅及消費稅ヲイフ

租稅トハ右ノ關稅及消費稅ヲイフ

戻稅トハ本條ニヨリ與ヘラルル戻稅ヲイフ

精製所 (Refinery) トハ炭化水素油ノ取扱ニ付委員ニヨリ認めラ

レタル場屋 (Wharf) ヲイフ

- (一) 本邦ニ出ルモノハ其ノ品ノ種類ニ依リテ三階ニ分テ之ヲ課税スルコト
- (二) 關稅又ハ附屬稅並ニ賦課ノ本階級又ハ與等ニ據ルモノハ
- (三) 與等水素前階級ノ賦課

- (四) 並特等水素ニ列スル與等水素前ノ階級報關式其特等水素トシテ輸出ノ賦課
- (五) 特等水素ノ受入ノモノハ與等水素前ニ據ルモノハ特等水素前ノ賦課
- (六) 特等水素以前ノモノハ與等水素前ノ階級ノ賦課
- (七) 入ノ賦課又ハ禁止

- (八) 特等水素前ノモノハ又ハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (九) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十一) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十二) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十三) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十四) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十五) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十六) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十七) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十八) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (十九) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十一) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十二) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十三) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十四) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十五) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十六) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十七) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十八) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (二十九) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十一) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十二) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十三) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十四) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十五) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十六) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十七) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十八) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (三十九) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十一) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十二) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十三) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十四) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十五) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十六) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十七) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十八) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (四十九) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課
- (五十) 特等水素前ノモノハ特等水素前ノ階級ノ賦課

又ハ百磅ノ關稅關ニ服スベキモノトシ且該貨物ハ之ヲ沒收ス

又八百圓ノ關稅關ニ課スヘキモノイシ且籍資購ハズニ對スルニ
 (A) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (B) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (C) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (D) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (E) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (F) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (G) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (H) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (I) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (J) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (K) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (L) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (M) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (N) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (O) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (P) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (Q) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (R) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (S) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (T) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (U) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (V) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (W) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (X) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (Y) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ
 (Z) 炭化水素ニ對スル稅率ニ關シテ

一九二八年英國財政法附屬第一表

炭化水素ニ對スル稅率及戻稅ニ關スル規定

- 一 實際ノ引渡ノ際ニ秤定セラレタル貨物ノ數量ニ對スル課稅ニ關スル一八七六年關稅統一法第九十八條ノ規定ハ同條ニ規定セラレタル例外的貨物ニ對スルト同様ニ内地消費ノ爲ニ軍出シラレタル際ノ炭化水素油ニ之ヲ適用ス(同條ハ輸入貨物ニ對シテ其陸揚又ハ最初ノ検査ノ際ノ數量ニ基キ課稅スルノ原則ヲ定メ例外トシテ煙草、葡萄酒、干葡萄酒、砂糖及糖蜜ニ對シテハ輸出ノ際ノ數量ニ基キ課稅スルコトヲ規定セルモノナルガ此例外的規定即輸出課稅ヲ炭化水素ニ適用シタルナリ
- 二 貨物ノ再輸出ニ對スル保證ニ關シテ委員ノ課スル條件ニ從ヒ聯合王國ヲ通過ノ後又ハ移換ニヨリ輸出センガ爲輸入セラレタル炭化水素油ニ對

一 貨物ノ再輸出ニ據スル税額ニ關シテ委員ノ職スル簿冊ニ對シテ聯合王國
他國及附屬地等國出納簿ヲ檢査スル權ニ委任セラルルナリ

二 貨物ノ再輸出ノ期ノ起算ニ當テ該貨物ノ輸入ノ時ニ於テ賦課スルモノハ其
基本額付スルノ期間ニ對シテ其額ノ半額ニ減額スルモノトシテ賦課スルモノナリ
又該用スル同種ノ輸入貨物ニ據シテ其額ノ半額又ハ最廉ノ額ノ半額ニ
據シテ課スルモノ同種ニ内訖消費ノ額ニ準じて課スルモノトシテ賦課スルモノナリ
八十六半額付第一並前十八條ノ規定ニ據テ賦課スルモノトシテ賦課スルモノナリ
一 實額ノ再輸出ノ期ニ對シテ該貨物ノ輸入ノ時ニ於テ賦課スルモノトシテ賦課スルモノナリ

炭化水素ニ據スル再輸出税額ニ關スル規定
一六二八半額付第一並前十八條ノ規定ニ據テ賦課スルモノトシテ賦課スルモノナリ

シテハ關稅ヲ課サス

三 本消費稅ハ本稅稅ノ施行期日ニ於ケル炭化水素油ノ所有者又ハ占有者
ヨリ之ヲ徵收ス

四 委員ハ戻稅ヲ支拂ハルル貨物ニ關シテ該積前ノ保證又ハ申告ニ付一八七
六年關稅統一法（其後ノ修正法ヲ含ム）ノ規定ヲ適當ニ緩和スルコトヲ
得

五 本稅稅ニ關シテ拂戻ヲ受クル爲ニ虛偽ノ申告ヲナシタル者ハ委員ノ選擇
ニヨリ當該貨物價格（稅稅ヲ含ム）ノ三倍ニ相當スル關稅稅額又ハ百磅ノ
關稅稅額ニ處シ當該貨物ハ之ヲ沒收ス